

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月22日

一宮市長 中野正康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置自転車撤去台帳のとおり

2 撤去した日時

日付：別紙放置自転車撤去台帳のとおり

時間：午前8時半から午後5時15分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して六月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市神戸町8番2 濃尾跨線橋下

（連絡先〔公園緑地課〕：0586-28-8634）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午前9時から午後4時30分まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意ください。

放置自転車撤去台帳

番号	撤去日	撤去場所	防犯登録	車体番号	備 考
1	2026年7月15日	大江川緑道		ZX241801731	
2	2026年7月15日	寺跡公園	07-ワ-42881		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					